

岩手県告示第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、盛岡広域都市計画区域区分の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年9月8日(木)午後2時から
- (2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎7階中会議室

2 都市計画の案の概要

- (1) 変更箇所 別図のとおり。
- (2) 変更面積

市町村名	市街化調整区域から市街化区域へ変更する区域	市街化区域への編入を保留する区域	市街化区域から市街化調整区域へ変更する区域
盛岡市	—	—	—
矢巾町	約16.4ヘクタール	—	—
滝沢村	約4.3ヘクタール	—	—

3 公述申出書の提出期限 平成23年8月31日(水)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び滝沢村役場に備えておいて平成23年8月3日から同月31日まで縦覧に供する。